

砂川市訓令第31号

令和6年5月28日

砂川市住生活基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市住生活基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市住生活基本計画策定委員会設置要綱（平成26年訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市住生活基本計画を策定するため」を「砂川市住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、関係団体等の意見を聴取するため」に改める。

第2条中「協議検討する」を「協議及び検討を行う」に改め、同条第1号中「砂川市住生活基本計画」を「計画」に改める。

第3条を次のように改める。

（委員）

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員会の委員は、別表に掲げる団体が推薦する者、関係職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、計画策定の終了時までとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

砂川市住生活基本計画策定委員会

| | 所 属 |
|-------|-----------------|
| 委 員 長 | 副市長 |
| 委 員 | 砂川市社会福祉協議会 |
| | 砂川商工会議所 |
| | 砂川建設協会 |
| | 砂川市地域包括支援センター |
| | 北海道建築士事務所協会空知支部 |
| | 総務部長 |
| | 市民部長 |
| | 保健福祉部長 |
| | 経済部長 |
| | 建設部長 |
| | その他市長が必要と認める者 |

附 則

この訓令は、令和6年5月31日から施行する。